

焼津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律取扱要領

目 次

第 1 章 総則

第 2 章 建築主の基準適合義務

第 3 章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 この要領は、建築物のエネルギー消費性能等の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第 8 号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領において使用する用語は、法に定めるところによる。

第 2 章 建築主の基準適合義務

(建築物エネルギー消費性能確保計画及び確認申請書等に添付する図書)

第 3 省令第 3 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は次に掲げるものとする。

(1) 別記様式第 1 号の手数料計算書

(2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）

2 省令第 3 条の表の (い) 項における設計内容説明書は別記様式第 2 号によるものとする。

3 建築確認申請において、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写しを建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 4 項の期間（同条第 6 項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日 3 日前までに確認申請書を提出した建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載し、申請者又は設計者が署名した書面（以下「宣言書」という。）は別記様式第 3 号によるものとする。

4 建築基準法第 7 条第 1 項若しくは第 7 条の 2 第 1 項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知には、別記様式第 4 号の 1 から 5 までの該当する評価方法の省エネ基準工事監理報告書を添付するものとする。

(基準適合命令等)

第4 法第13条第1項の規定による命令は、別記様式第5号の命令書により行うものとする。

2 法第13条第2項の規定による通知は、別記様式第6号の通知書により行うものとする。

(報告)

第5 第4に基づく命令等を受けた者は、その命令等に係る報告は、別記様式第7号の報告書により行うものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第6 省令第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第8号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第3条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて行うものとする。

(1) 別記様式第1号の手数料計算書

(2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 前項の申請があった場合は、別記様式第9号の証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第7 省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更をした者は、焼津市建築基準法施行細則(平成18年焼津市規則第3号)第9条に規定する第5号様式による軽微な変更届に、別記様式第10号の軽微な変更説明書及び省令第3条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添え、当該対象建築物の建築基準法第7条第4項又は同法第18条第21項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

(市長が定める機関が交付した書面)

第8 焼津市手数料条例(平成12年焼津市条例第13号)別表第91号の市長が定める機関が交付した法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面は、次に掲げるいずれかのものとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証等

(2) BELS評価書(認定基準に適合する評価のものに限る。)の写し

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。)の写し

(所管行政庁が必要と認める図書)

第9 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、省令第20条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 別記様式第11号の手数料計算書

(2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 省令第20条の表の(イ)項における設計内容説明書は別記様式第2号によるものとする。

(図書の添付を省略することができる書類)

第10 省令第20条第3項(省令第27条において準用する場合を含む。)に規定する市長が必要と認める図書は、省令第20条第1項に規定する図書のうち、第16各号の書面に応じ、それぞれの書面にかかる部分とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書)

第11 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合性判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の通知)

第12 法第30条第3項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事等への計画の通知は、別記様式第12号の通知書により行うものとする。

(不認定通知書)

第13 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る計画が、法第30条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合又は同法第30条第6項の規定により認定できない場合の通知については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準に適合しないと認める場合又は認定できない場合 別記様式第13号の不認定通知書

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が基準に適合しないと認める場合又は認定できない場合 別記様式第14号の不認定通知書

(認定建築主に対する報告の徴収)

第14 法第32条の規定による認定建築主に対する建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、別記様式第15号の報告請求書により行うものとする。

2 前項に基づく報告の請求を受けた者は、その請求に係る報告は、別記様式第16号の報告書により行うものとする。

(認定建築主に対する改善命令)

第15 法第33条の規定による認定建築主に対する改善命令は、別記様式第17号の改善命令書により行うものとする。

(認定の取消し)

第16 法第34条の規定により認定を取り消す場合は、別記様式第18号の認定取消通知書により行うものとする。

2 前項により認定を取り消された場合にあっては、認定建築主は、法の規定に基づく認定通知書を市長に返却するものとする。

(認定申請の取り下げ)

第17 申請者が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、別記様式第19号の認定申請取下げ申請書の正本及び副本を提出しなければならない。

2 前項の認定申請取下げ申請書を受理した場合にあっては、市長は認定申請取下げ申請書の副本に、認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて返却するものとする。なお、申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第18 省令第28条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同省令第25条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第20号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第20条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて行うものとする。

(1) 別記様式第11号の手数料計算書

(2) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 前項の申請があった場合は、別記様式第21号の証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第19 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けた者は、省令第25条の規定による軽微な変更をする場合にあっては、別記様式第12号の軽微な変更説明書に、省令第20条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

2 省令第8条ただし書の規定による同条第2号に定める書類の提出をした者であって、同省令第25条に規定する軽微な変更をした者は、建築基準法施行細則第5条に規定する第5号様式による軽微な変更届に、別記様式第10号の軽微な変更説明書及び省令第20条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添え、当該対象建築物の建築基準法第7条第4項又は同法第18条第21項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の
申出)

第20 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事
を取りやめようとするときには、別記様式第22号の申出書に、省令第24条第2項に規定す
る通知書及び省令第27条において準用する省令第24条第2項に規定する通知書（法第31
条第2項において準用する法第30条第1項の規定による変更の認定を受けたものに限る。
変更の認定を複数回受けたものにあつては、その全ての通知書。）を添えて、市長に申し
出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確
認)

第21 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したとき
は、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認を行い、次の各
号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める確認書を作成した者が認定建築主に
提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者（以下、単に「工事監理者」
という。）を定めた場合 工事監理者が作成する別記様式第23号の確認書
- (2) 工事監理者を定める必要がない場合 工事施工者（以下、単に「工事施工者」とい
う。）が作成する別記様式第24号の確認書

2 工事監理者又は工事施工者は、確認を行った部位毎に1枚以上の工事写真（カラー写真
とする。）を撮影し、別記様式第23号又は別記様式第24号の確認書の別添に整理し、併せ
て認定建築主に提出しなければならない。

(工事の完了報告)

第22 認定建築主は、前条による建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新
築等の工事が行われた旨の確認書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げるいずれか
により、工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 工事監理者を定めた場合にあっては、別記様式第25号の報告書
- (2) 工事施工者の場合にあっては、別記様式第26号の報告書

2 前項の場合において、添付する書類は次に掲げるものとする。

- (1) 別記様式第23号又は別記様式第24号の確認書の写し（別添の工事写真はカラーと
する。）
- (2) 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認
済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第1822項
に規定する検査済証の写し

附 則（平成28年3月30日制定）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日改正）

この要領は、令和元年12月17日から施行する。ただし、第13の規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日改正）

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日改正）

この要領は、令和5年3月27日から施行する。

附 則（令和6年3月29日改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。